

○須高行政事務組合議会の個人情報保護 に関する条例施行規程

(令和5年3月29日議会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、須高行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行に関する規定)

第2条 条例の施行については、[須坂市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和4年須坂市議会規則第3号）](#)の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。